

資料3 質疑応答

【委員会】 耐圧試験

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0192

質問基準番号、該当項目番号：

KHKS0850 - 1	KHKS1850 - 1	4 . 3
KHKS0850 - 2	KHKS1850 - 2	4 . 3
KHKS0850 - 3	KHKS1850 - 3	4 . 3
KHKS0850 - 5	KHKS1850 - 5	4 . 3
KHKS0850 - 6	KHKS1850 - 6	4 . 3

質 問：

- ・KHKS0850-3 4 . 3【解説】*1のところで、「保安検査では原則として耐圧試験は実施しないこととした。」と記載してあるが、大臣認定機器の保安検査でも同様に、耐圧試験を行わなくてもよいのか。

回 答：

・KHKS0850-3 4 . 3【解説】*1で、保安検査では原則として耐圧試験は実施しないこととしています。これは、耐圧試験は、基本的には設備の製作完了時点で強度上の健全性が確保されていることを確認するための試験であり、使用されている設備に実際に加わる圧力以上の負荷を与えることは、その設備の安全性を損なうおそれがあるためです。ただし、【解説】*1で、耐圧性能を確認する適切な非破壊検査の方法がないものについては、設備の安全性を十分に配慮したうえで耐圧試験により確認することができることとしています。

以上が原則としての考え方ですが、動機器、弁類等の中には、余裕のある安全率、肉厚となっているものがあり、所定の圧力による耐圧試験を実施しても安全性を損なうおそれがないと考えられるものがあります。これらについては、適切な非破壊検査の方法の有無にかかわらず、耐圧試験によることができることとし、その旨【解説】*1に追加する必要があると考えます。その詳細については、別途、規格の見直しを行う委員会で検討する必要があります。

資料3 質疑応答

【委員会】 耐圧試験

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0193

質問基準番号、該当項目番号：

KHKS0850 - 1 KHKS1850 - 1 4.3

質 問：

大臣認定機器の保安検査で、耐圧試験を行わなくてもよい場合、「認定試験者試験等成績書」(保安検査)の耐圧試験圧力の記載欄は____線を入れる事によろしいでしょうか。

回 答：

- ・大臣認定試験者とは、平成9年4月1日付け平成09・03・31立局42号「一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について」により「耐圧試験、気密試験及び肉厚確認を行うことが適切であると大臣が認めた者」と規定されています。従って、当該通達に基づく試験等以外の試験を行った場合にあっては、大臣認定試験者として「認定試験者試験等成績書」を発行できないこととなります。

【Q&A委員会】配管付属品

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0217

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 1 KHKS1850 - 1 4.3

KHKS0850 - 2 KHKS1850 - 2 4.3

KHKS0850 - 3 KHKS1850 - 3 4.3

KHKS0850 - 6 KHKS1850 - 6 4.3

KHK/KLKS0850 - 7 KHK/KLKS1850 - 7 4.3

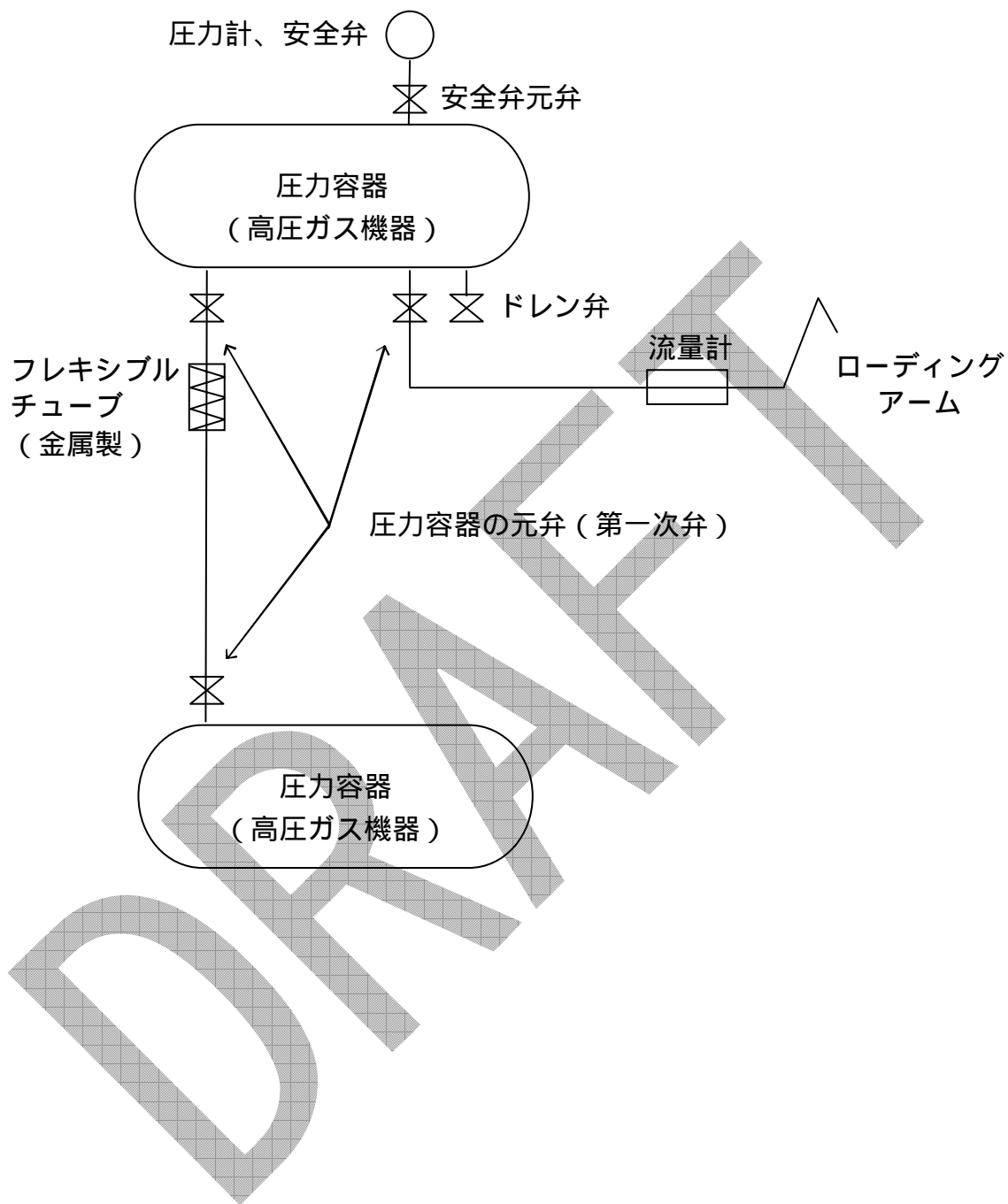
質 問：

- ・KHKS0850-3 4.3に、「配管にあっては配管付属品を含めた相互に連結された配管系で管理する。」と規定されているが、配管系で管理される付属品として次ページの図に示される ~ の配管系に接続される圧力容器に直結された弁、のフレキシブルチューブ(金属製)及び の流量計等を配管系で管理される配管付属品として含めて良いか。

回 答：

- ・配管系で管理される弁に含まれない圧力容器に直結された弁とは、圧力容器からみて第1弁であります。従ってご質問の ~ の弁については、配管系で管理される配管付属品には含まれません。—のフレキシブルチューブ(金属製)及びの流量計については、配管系で管理される配管付属品に含まれます。尚、 のフレキシブルチューブ(金属製)は配管付属品には含まれません。

資料3 質疑応答



資料3 質疑応答

【FAQ】耐圧試験（フレキシブルホース）

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0221

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 1 KHKS1850 - 1 4.3

KHKS0850 - 2 KHKS1850 - 2 4.3

KHKS0850 - 3 KHKS1850 - 3 4.3

KHKS0850 - 6 KHKS1850 - 6 4.3

質 問：

- ・フレキシブルチューブ等は、3年以内に交換すれば開放検査が不要となり、かつ、その間の毎年の耐圧試験も不要となるが、既設の高圧ガス設備について、設置後すでに3年以上経過しているものは交換しなければならないのか。または、次回の保安検査時に耐圧試験を行うか、交換することによいのか。

回 答：

- ・フレキシブルチューブ等については、さらに合理的な検査方法について検討中です。したがって、当面は、交換や耐圧試験の実施のほかに、検査機関が従前行っていた方法を含め、検査機関と十分な調整をお願いします。

資料3 質疑応答

【委員会】 腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0222

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 2 KHKS1850 - 2 4.3

KHKS0850 - 6 KHKS1850 - 6 4.3

質 問：

- ・常温の液化石油ガス貯槽であっても、「技術的な裏付け」を基に腐食性のないことを証明できれば、「腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備」となるが、具体的にどのような証明が必要か。

KHKS0850-2 4.3 表3【解説】*1で、腐食のおそれがある不純物や水分の定義があるが、液化石油ガスの製造メーカー等からの成分表において、定義に該当しないことが明らかであれば、「技術的な裏付け」として証明されることになるか。また、この証明の判定は、保安検査実施機関がすることになるのか。

回 答：

- ・「腐食性のない液化石油ガスを取り扱う設備」として、解説*9において、「液化石油ガス受入基地の低温の液化石油ガス設備」のみを規定しています。これは、全国の液化石油ガス受入基地に受入れられる液化石油ガスの性状、設備の使用材料、水分の混入状況、過去の検査結果等を調査、総合的に評価し「当該設備については、腐食及び劣化損傷の発生のおそれがない」と判定されたものです。

従って、常温の液化石油ガス貯槽についても、液化石油ガスの性状、設備の使用材料、水分の混入状況、過去の検査結果等を総合的に評価し、「当該貯槽において腐食及び劣化損傷の発生のおそれがない」ことを証明する必要があります。

- ・「常温の液化石油ガス貯槽」については、「すべての貯槽について、腐食及び劣化損傷の発生のおそれがない」ことを証明するのは困難と考えています。従って、「腐食性のない液化石油ガスを取り扱う設備」としての扱いには入れず、内部目視検査は必要と考えています。また、劣化損傷の発生のおそれがないことを証明できなければ内部の非破壊検査も必要となります。

資料3 質疑応答

【本人】 配管系

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0223

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 1	KHKS1850 - 1	4.3
KHKS0850 - 2	KHKS1850 - 2	4.3
KHKS0850 - 3	KHKS1850 - 3	4.3
KHKS0850 - 6	KHKS1850 - 6	4.3

質 問：

- ・配管の外部からの非破壊検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験に限らず、その他適切な方法を採用できるが、具体的にはどのような方法が考えられるか。

回 答：

- ・本文の規定は、「外部からの非破壊検査方法について、放射線透過試験又は超音波探傷試験に限定することなく、技術開発等による新検査技術で適切に内部の状況が検査可能な検査方法も採用できる。」との趣旨です。従って、具体的な方法を想定しているものではありませんが、例えば、渦流探傷試験などが考えられます。

資料3 質疑応答

【本人】残ガス回収用貯槽

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0224

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 2 KHKS1850 - 2 4.3

KHKS0850 - 6 KHKS1850 - 6 4.3

質 問：

- ・ 容器等からガスを直接回収する貯槽（一次回収用貯槽）は、残ガス回収用貯槽となり、一次回収用貯槽からペーパー等を受入れている貯槽（二次回収用）は、残ガス回収用貯槽とはならないが、「ペーパー等」の「等」とは、残液も含み二次回収用貯槽からも残液の回収が可能であるが、残ガス回収用貯槽とはならないと解釈してよいか。

回 答：

- ・ 一次回収用貯槽からペーパーのみを回収する場合は残ガス回収用貯槽とはなりません。ただし、残液を回収する場合は内容物の不純物等を測定し、その含有量によって判断することになります。

【FAQ】 目視検査

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0225

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 1 KHKS1850 - 1 4.3

KHKS0850 - 2 KHKS1850 - 2 4.3

KHKS0850 - 3 KHKS1850 - 3 4.3

KHKS0850 - 5 KHKS1850 - 5 4.3

KHKS0850 - 6 KHKS1850 - 6 4.3

質 問：

- ・KHKS0850-3 4.3【解説】*5では、「目視検査とは、・・・非破壊検査の必要性についても検討を行う。したがって、非破壊検査は、目視検査の結果を踏まえて行うことが重要である」と記載されているが、保安検査の際に一部配管を開放し、内視鏡等で内部の確認を行い、異常がない場合は、「肉厚測定以外の非破壊検査」を実施しなくてもよいと解釈してよいか。

回 答：

- ・目視検査の結果により非破壊検査の要否を判定するものではありません。非破壊検査の要否は、設備の使用材料、内部流体、運転条件（温度、圧力等）過去の検査結果などを総合的に評価し、決定されるものです。ただし、目視検査の結果により、今までに予想されなかった劣化損傷が発生した際には、その結果を踏まえ非破壊検査を行うことが重要であるという意味です。

資料3 質疑応答

【本人】配管系

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0226

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 1 KHKS1850 - 1 4.3

KHKS0850 - 2 KHKS1850 - 2 4.3

KHKS0850 - 3 KHKS1850 - 3 4.3

KHKS0850 - 6 KHKS1850 - 6 4.3

KHK/KLKS0850 - 7 KHK/KLKS1850 - 7 4.3

質 問：

- ・KHKS0850-3 4.3において、「配管にあつては配管付属品を含めた相互に連結された配管系で管理する」とあるが、配管付属品についても配管系で管理すると解釈して良いか。

回 答：

- ・貴解釈のとおりです。

資料3 質疑応答

【FAQ】貯槽の温度上昇防止措置、貯槽の耐熱・冷却措置

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0227

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 1 KHKS1850 - 1 6.4

KHKS0850 - 2 KHKS1850 - 2 6.3

KHKS0850 - 3 KHKS1850 - 3 6.8

KHKS0850 - 6 KHKS1850 - 6 6.3

KHK/KLKS0850 - 7 KHK/KLKS1850 - 7 6.4

質 問：

- ・KHKS0850-3 6.8において、「貯槽の温度上昇防止措置の保安検査の方法として、当該措置の機能を1年に1回作動検査により確認する。ただし作動させることにより被対象へ悪影響を及ぼす可能性がある場合は、（中略）通気テストによることができる。（以下略）」とあるが、KHK/KLKS0850-7（LNG受入基地関係、保安検査基準）6.4において、ただし書き以降が削除されているがその理由は次のいずれか？

もう既にただし書き以下に書かれている方法が一般的になっていて改めて記入することもなく省略した。

いろいろな方法があり、具体的な方法については、指導、監督する所轄の県と相談して決める。

回 答：

- ・質問の 及び のいずれでもありません。

LNG受入基地については、水利として海水を使用していない、又は海水を水利としていても淡水に切り替える等により検査は可能ということでLNG受入基地関係の保安検査基準では不要としたものです。なお、淡水に切替えて行う方法の具体的な実施方法は本基準で示すべきものではありませんので、保安検査実施機関と調整してください。

資料3 質疑応答

【FAQ】耐圧（肉厚測定）

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0228

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 1 KHKS1850 - 1 4.3

KHKS0850 - 2 KHKS1850 - 2 4.3

KHKS0850 - 3 KHKS1850 - 3 4.3

KHKS0850 - 6 KHKS1850 - 6 4.3

KHK/KLKS0850 - 7 KHK/KLKS1850 - 7 4.3

質 問：

- ・KHKS0850-3 4.3において、「高圧ガス設備が十分な肉厚を有していることを確認するため、肉厚測定を1年に1回実施する。」規定されています。保冷が施工されている貯槽（液化炭酸ガス貯槽、液化アンモニア貯槽）で、過去の実績から腐食減肉がないことが確認されていて、保冷材を外すことがかえって局部腐食を促進すると判断される場合には、「1年1回の肉厚測定は不要で、開放検査にあわせて肉厚測定を実施すればよい。」と解釈していいですか。

尚、当該貯槽は開放周期延長の認定を受けています。

液化炭酸ガス貯槽：3年から6年へ延長

液化アンモニア貯槽：5年から8年へ延長

回 答：

- ・KHKSでは「内部及び外部に減肉及び劣化損傷が発生するおそれのないものは肉厚測定は不要」としているが、炭酸ガス、アンモニアは一般的にはこれには該当しません。

従って開放検査の結果による肉厚測定の周期の変更は認められません。なお、将来4.3(3)に関する規格類が整備され、認められれば、適切な周期での肉厚測定が可能となります。

ただし、当該貯槽は低温（約 30 程度）貯槽であるので、肉厚測定方法による測定値の誤差、測定装置への影響等を勘案して、保安検査実施機関と相談の上詳細検査方法を決定してください。

資料3 質疑応答

【本人】耐圧（開放検査周期）

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0229

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 1 KHKS1850 - 1 4.3

KHKS0850 - 2 KHKS1850 - 2 4.3

KHKS0850 - 3 KHKS1850 - 3 4.3

KHKS0850 - 6 KHKS1850 - 6 4.3

KHK/KLKS0850 - 7 KHK/KLKS1850 - 7 4.3

質 問：

- ・KHKS0850-3 4.3 表3において、「高圧ガス設備（動機器を除く。・・・）の内部の目視検査及び肉厚測定以外の非破壊検査は・・・」とあるが、下線部「以外」は「目視検査」にもかかるのでしょうか？かからないのでしょうか？

回 答：

- ・「以外」は肉厚測定のみにかかり、目視検査にはかかりません。

資料3 質疑応答

【本人】耐圧（動機器の開放検査周期）

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0230

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 1 KHKS1850 - 1 4.3

KHKS0850 - 2 KHKS1850 - 2 4.3

KHKS0850 - 3 KHKS1850 - 3 4.3

KHKS0850 - 6 KHKS1850 - 6 4.3

KHK/KLKS0850 - 7 KHK/KLKS1850 - 7 4.3

質 問：

- ・KHKS0850-3 4.3 において、「動機器については、摺動部の分解点検・整備の開放周期とする」と、具体的開放点検の年数で表記されていません。これは、圧縮機を使用する各事業者が機械の材質・使用頻度に応じ、各自の責任において開放周期を決めるということでしょうか？それとも別途規定があるのでしょうか？

回 答：

- ・別途の規程はございません。従って貴解釈の前段のとおり、各事業者が設定した周期を基に、保安検査実施機関と協議の上、個別に決定されるものです。

資料3 質疑応答

【本人】安全弁検査周期

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0231

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 1 KHKS1850 - 1 6.2
KHKS0850 - 2 KHKS1850 - 2 6.1
KHKS0850 - 3 KHKS1850 - 3 6.2
KHKS0850 - 6 KHKS1850 - 6 6.2
KHK/KLKS0850 - 7 KHK/KLKS1850 - 7 6.2

質 問：

KHKS0850-1 6.2 別表において、検査周期を2年とすることができる安全弁は下記条件の)かつ) ~)のいずれかを満足すれば良いか。

) 日本工業規格 (JIS) B 8 2 1 0 (1994) 蒸気用及びガス用ばね式安全弁

) 揚程式でリフトが弁座口の径の15分の1未満のもの

) 呼び径が25未満のソフト形のもの

) 別表下欄 (検査周期4年) に掲げるもの

) 項で「揚程式でリフトが弁座口の径の15分の1未満のもの」とあるが、全量式は該当しないのか。

) 項で「呼び径が25未満のソフト形のもの」とあるが、メタルシートは該当しないのか。

回 答：

安全弁の検査周期を2年と出来るのは以下の通りです。

KHKS には「JIS B 8 2 1 0 (1994) 蒸気用及びガス用ばね式安全弁に適合した安全弁で (揚程式でリフトが弁座口の径の15分の1未満のもの、呼び径が25未満のソフト形のもの及び以下に掲げるものを除く)」とありますので、() 内の揚程式でリフトが弁座口の径の15分の1未満のもの、呼び径が25未満のソフト形ものは検査周期は2年ではなく1年となります。また別表下段のものは認定保安検査実施者の場合で検査周期は4年となります。

全量式は認定保安検査実施者以外は検査周期2年、認定保安検査実施者は検査周期4年です。

メタルシート形のものとはソフトシート形ではなく、該当しません。

資料3 質疑応答

【本人】安全弁規格

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0232

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 1 KHKS1850 - 1 6.2

KHKS0850 - 2 KHKS1850 - 2 6.1

KHKS0850 - 3 KHKS1850 - 3 6.2

KHKS0850 - 6 KHKS1850 - 6 6.2

KHK/KLKS0850 - 7 KHK/KLKS1850 - 7 6.2

質 問：

KHKSに係る質疑応答集にてJIS B8210(1994)の「適用範囲」(特に弁座口の径が15mm未満は適用範囲外)は「JISに適合にふくまれるのか。

また、条件に含まれる場合、何故小さい安全弁が大きい安全弁より検査期間が短いのか、考え方も合わせて回答願います。

質疑応答集にもあったように、JISにこだわらず、例えば「JIS又は同等以上(温度計や圧力計では製造細目告示でこのような表現になっています)」とか、「高圧ガス認定品なら可」というような考え方はないのか。

回 答：

質疑応答集の回答は、製造細目告示の内容です。

JIS B8210(1994)の「適用範囲外」の安全弁は、「JISに適合」とはならず、液用安全弁(液逃がし弁)口径15mm未満の安全弁等の保安検査期間は「1年」になります。

保安検査期間の考え方は、本基準で規定しているものではなく、経済産業省告示(製造細目告示)に規定されているものです。

保安検査期間の延長は、過去の実績(検査データ等)及び統計から問題無いことを確認して認めたものです。したがって、同様の検討を踏まえていないJIS適用範囲外の安全弁については、「同等以上」及び「高圧ガス認定品なら可」という考え方はありません。

15mm未満の安全弁についても、多くの実績で問題が無いことが確認でき、製造細目告示が改められ、検査期間が延長されれば可能となります。

資料3 質疑応答

【本人】耐圧（直結弁）

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0233

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 1 KHKS1850 - 1 4.3

KHKS0850 - 2 KHKS1850 - 2 4.3

KHKS0850 - 3 KHKS1850 - 3 4.3

KHKS0850 - 6 KHKS1850 - 6 4.3

KHK/KLKS0850 - 7 KHK/KLKS1850 - 7 4.3

質 問：

KHKS 0850 3 4.3 (2-2) 項に「肉厚測定以外の非破壊検査は、高圧ガス設備の内部について、原則として設備の種類、材料等に応じて別に定める期間内に行う。」と規定されているが、弁類の場合、全弁類を3年周期で非破壊検査するということが。

）例えば、ある高圧ガス製造施設に弁類が600台設置されている場合、600台全てを3年周期で非破壊検査するということが。

）抜取り検査ではダメか。抜取り検査良い場合、参考として抜取り率を提示下さい。

ここで言う弁類とは手動式の仕切弁・玉型弁等で、取り扱う高圧ガスは腐食性、劣化損傷のおそれがある、また内部の状況を外部から代替検査できないものとする。

手動式の仕切弁・玉型弁等の検査は、圧力容器又は配管系の検査と関連付けて実施するようになるが、圧力容器に直結された弁類とは、弁類がどこに設置された場合をいうのか。

答：

KHKSでは、弁類については、配管系にて管理できる弁類とそれ以外の弁類（圧力容器に直結された弁類）に区分してそれぞれ管理の方法が規定されています。配管系として管理ができる弁類は、弁類の分解点検・整備のための開放時に目視検査を行い、その結果異常があれば非破壊検査を実施することになります。

ただし、弁類は全数が対象で抜取り検査は認められません。

なお、圧力容器に直結された弁類の非破壊検査については、今後より明確にするための検討をする必要があると考えます。

圧力容器に直結された弁類とは、圧力容器からみて第1弁で、当該弁を取り外すことが容器の開放となる位置に設置された弁のことです。図 1～3の～については、及びの弁のみが配管系に属します。その他は圧力容器に直結された弁に該当します。

資料3 質疑応答

【本人】耐圧（弁類他）

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0234

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 1 KHKS1850 - 1 4.3

KHKS0850 - 2 KHKS1850 - 2 4.3

KHKS0850 - 3 KHKS1850 - 3 4.3

KHKS0850 - 6 KHKS1850 - 6 4.3

KHK/KLKS0850 - 7 KHK/KLKS1850 - 7 4.3

質 問：

KHKS 0850 3 4.3【解説】*8に、「分解点検・整備のための開放時とは、摺動部の消耗品についてメーカーが定める推奨交換時期又は運転時間・状況、日常点検結果、過去の分解点検実績等を参考に定めた分解点検・整備の周期（時期）をいう。」と規定されているが、弁類の場合で、メーカーが検査周期を定めない、過去に定期的な分解点検実績等が殆どない時は、分解点検・整備（内部の目視検査）の周期をどのように設定すれば良いか。

KHKS 0850 3 4.3【解説】*9に、「腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備」として3種類の設備が記載されているが、これらの設備以外の高圧ガス設備は、腐食性のある高圧ガスを取り扱う設備と理解し、肉厚測定以外の非破壊検査を実施することになるか。

KHKS 0850 3 4.3【解説】*11に、「劣化損傷が発生するおそれがない設備とは、流体及び材料の組み合わせ又は使用条件等によって発生する次に掲げる劣化損傷を受けない設備をいう。」と規定されている。

この場合、劣化損傷の評価はどのような設備単位で行うのか。

(a) 個々の設備毎に評価して、設備の評価によって検査区分するのか。

(b) 系統（系列）単位に評価して、検査区分するのか。

(c) 全高圧ガス設備の中で、幾つかの設備に劣化損傷のおそれがある場合、全ての設備について非破壊検査を行うのか。

尚、劣化損傷が発生するおそれが有るか否かの評価結果は、保安検査実施機関の承認を得なければならないものか。

資料3 質疑応答

回 答：

メーカーが消耗品等の推奨交換時期を示していない場合であって、過去に定期的な分解点検・整備の実績が殆どない場合には、運転時間・状況、日常点検結果等を基にして分解点検・整備の周期（時期）を定めることとなりますが、実績が少ないわけですから、十分余裕をもって周期（時期）を定める必要があると考えます。

ご質問のとおり「腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備」として【解説】*9に3種類の設備が記載されておりますが、「不純物や水分の混入等による腐食や劣化損傷が生じないように管理されている」ことが条件となっております。肉厚測定以外の非破壊検査を行う必要があるかどうかは、劣化損傷が発生するおそれがあるかどうかで判断されるものです。

劣化損傷の評価の区分は原則として設備毎と考えます。

但し、過去の検査実績等により系（系列）毎の管理が可能であると保安検査機関に説明され承認が得られれば系（系列）の評価が可能と考えます。

資料3 質疑応答

【本人】耐圧（6点法）

回答番号：

お問い合わせ番号：保基05 - 0235

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 1 KHKS1850 - 1 4.3

KHKS0850 - 2 KHKS1850 - 2 4.3

KHKS0850 - 3 KHKS1850 - 3 4.3

KHKS0850 - 6 KHKS1850 - 6 4.3

KHK/KLKS0850 - 7 KHK/KLKS1850 - 7 4.3

質 問：

・KHKS 0850 1 4.3【解説】*1に、「欠陥の長さ又は・・・同表の右欄に掲げる点数・・・溶接補修をした場合・・・割れ等がないことを確認するものとする。ただし、管台、マンホール部等の取付部に使用される引張り強さが570 N/mm²未満の炭素鋼（母材）及び当該炭素鋼（高張力鋼にあっては、溶接後に炉内で応力除去焼鈍したものに限る。）の溶接部の欠陥の補修溶接については耐圧試験及び1年以上2年以内の開放検査を省略しても差し支えない。」とあるが、上記当該炭素鋼とは管台・マンホールの母材を示すのか、またはそれ以外の炭素鋼を意味するのか。

回 答：

・当該炭素鋼の意味は、管台・マンホール、取付部（当板等）の母材及び溶接金属等を含み、本体母材及び本体に係る溶接金属は含まれない。